

東濃まきば館の運営業務委託募集要項

1 委託業務名

東濃まきば館運営業務委託

2 委託業務の内容

別添「東濃まきば館運営業務委託仕様書」を基本とします。ただし、契約時の仕様書の確定については、提案内容の仕様書への反映等について、受託者と発注者との間で協議を行い、仕様書の細部を調整の上、契約を締結するものとします。

3 委託業務の場所

岐阜県恵那市長島町鍋山 4-66 岐阜県東濃牧場内「東濃まきば館」

4 委託料

提案に基づき契約時に協議の上決定する。

5 契約期間

平成28年7月15日～平成29年3月31日

6 業務実施要件（応募資格）

岐阜県東濃牧場は、一般社団法人岐阜県農畜産公社（以下「公社」という。）が、県から指定管理を委託された施設であり、「東濃まきば館（研修所）」はその一部として、広大な牧場や周辺の山々の雄大な景観を提供し、畜産業の作業体験や地元食材や県内産畜産物の提供等を通じて、農林畜産業への理解醸成を目的としています。

当業務は、公社の牧場ふれあい事業の一環として、来場者に対して食事の楽しみを提供するほか、行事など施設運営と一体的、柔軟な対応ができ、かつ、次の要件を満たす必要があります。

- (1) 衛生管理に関するノウハウを有し、食事提供業務の経験を有すること。
- (2) 本業務を円滑に遂行できる経営状況であること。
- (3) 本業務遂行開始のための食品衛生法に基づく営業許可を取得できること。
- (4) 過去3年間において、食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと。
- (5) 岐阜県の指名停止期間中の業者でないこと。
- (6) 事業税並びに消費税又は地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日号外法律第77号）」の第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

7 スケジュール

- (1) 質問受付・説明 平成28年6月6日～平成28年6月30日
- (2) 募集期間（書類受付期間） 平成28年6月6日～平成28年7月6日
- (3) ヒアリング 平成28年7月7日～7月11日の間の指定された日
- (4) 審査会 平成28年7月13日
- (6) 審査結果の通知 ～平成28年7月15日

8 応募手続き

- (1) 応募書類の様式の入手

様式は、公社のホームページでダウンロードするか、業務部にて受け取ってください。

- (2) 質問の受付・説明

業務内容、応募方法について質問がある場合には、下記のメールアドレスに、御社名、部署、ご担当者名と質問内容を箇条書きにてお送り下さい。担当者より折り返しご連絡致します。

質問受付期間 平成28年6月6日～平成28年6月30日

担当者 経営部 渡辺、 業務部 渡辺

agri-stock@gifu-notiku.com

- (3) 書類の受付

次のとおり書類を提出してください。

ア 提出書類

(ア) 「東濃まきば館運営業務委託企画提案書」

(イ) 添付資料 会社概要、営業経歴、準備可能な設備の一覧表

イ 提出部数 1部

ウ 提出期間 平成28年6月6日～平成28年7月6日(必着)

エ 提出方法 持参又は郵送

オ 提出先 〒500-8384

岐阜市藪田南5丁目14番12号（岐阜県シンクタンク庁舎内）

一般社団法人岐阜県農畜産公社 経営部

電話 058-276-4601 FAX 058-276-1268

9 選定方法

- (1) 審査は、書類審査、ヒアリングによる審査を実施します。
- (2) 書類審査及びヒアリングは、提出書類及びヒアリング結果に基づき、応募資格及び企画内容を審査します。
- (3) 審査項目

項 目		配 点
施設管理	基本方針	15
	施設の維持管理	10
	衛生管理	5

利用者サービス	食材料の品質	10
	仕入れルート	5
	献立内容	5
	サービスの向上のための意欲	10
運営基盤	経営基盤	10
	組織・人員体制	10
	収支計画	5
	危機管理・苦情対応	5
	情報発信	10
計		100

10 業務委託の契約手続き

次のとおり、業務委託契約手続きを行います。

選定された提案者と随意契約により委託業務の契約手続きを行います。

選定された提案者には、提案内容をふまえ、発注者と別途協議を行ったうえで見積書を提出して頂きます。

選定された提案者との協議が整わない場合や、提案者が見積書の提出を辞退した場合は、提案次点者と同様の契約手続きを行います。

11 留意事項

参加に係る経費は参加者の負担とします。

企画書提案書等の提出書類は返却しません。

提出された書類は、選定以外の目的で使用することはありません。

12 問い合わせ先

〒500-8384 岐阜市藪田南5丁目14番12号（岐阜県シンクタンク庁舎内）

一般社団法人岐阜県農畜産公社 経営部

電話 058-276-4601 FAX 058-276-1268

別添

東濃まきば館運營業務委託 仕様書（委託条件）

1 使用施設

所在地 岐阜県恵那市長島町鍋山 4-44 「東濃まきば館」
面積 151.2㎡
設置 平成13年
所有者 岐阜県(一般社団法人岐阜県農畜産公社は指定管理者)

2 使用用途

体験学習や家畜とのふれあいを通じた青少年の情操教育及び都市との交流を目的とする施設

3 使用許可期間

平成29年3月31日までとする。

また、期間更新の是非にあたっては、期間満了前までに条件等を改めて協議し、決定するものとする。

4 使用条件等

(1) 営業時間

売店の営業時間は、原則として午前9時から午後4時までとする。(終了時間は延長可能とする。ただし、防犯上、原則午後10時までには施錠することとする。)

(2) 店舗の設置、改修等

店舗の設置(設備、什器・備品等含む)に係る費用は、受託者の費用負担によるものとする。また、受託者の都合による内装等の変更・改修等については、公社と協議のうえ行うことができるが、その経費は受託者の負担によるものとする。

(3) 電話設置費用

外線電話(ファックス、通信回線を含む)を設置することは可能であるが、接続に係る申込手続等は受託者の負担で行うこととする。

(4) 取扱商品及び販売価格

取扱商品及び販売価格は、「8 要求事項」を満たすことを前提とし、かつ、牧場来場者に対する利便性を考慮して、通俗的な範囲で公社と協議して決定すること。

(5) 営業に伴う関係法令上の手続き

営業に伴い関係法令上必要となる諸官庁への申請・届出等については、すべて受託者の負担において行うこと。

(6) 衛生管理

受託者は、売店における衛生管理に十分注意を払うとともに、これらにおいて発生した問題等については、すべて受託者の負担と責任において対処するものとする。

(7) 廃棄物の回収

廃棄物の回収については、受託者の負担により責任をもって行うこと。

(8) 張り紙、看板等の表示

表示箇所・看板等の色彩及び数量等について、公社側と協議のうえ、岐阜県の承認が得られた場合に許可する。

(9) 販売を禁止するもの

青少年の健全な育成に障害を及ぼす図書等については販売を禁止する。

また、アルコール類、タバコ類は販売可能であるが、年齢確認等を行い、未成年には販売しないこと。

(10) 商品等の搬入搬出

商品等の搬入・搬出の時間及び経路については、公社の指示に従うこと。また、倉庫等保管場所は、受託者が独自に準備すること。

(11) 使用上の制限

貸与品リストに記載した備品の使用は、無償とするので、受託者は、善良なる管理者の注意をもって行うものとする。また受託者は、使用物件を東濃まきば館の営業以外の用途に供してはならない。

(12) 第三者の使用禁止

受託者は、使用物件を他の者に使用させるか、または転貸してはならない。

(13) 法令等の遵守

本件の使用にあたっては、関係法令及び規定を遵守すること。

(14) その他

この仕様書に定めるもののほか、営業に際し必要な事項が生じた場合には、公社と協議すること。

5 使用料及び販売手数料

(1) 使用料は、無料とするが、企画提案書に記載した額を負担すること。

(2) 売上額（税込）に対する一定率（歩合による販売手数料）の有無について、また、販売手数料有りの場合は、その率を提案すること。

(3) 毎月公社が指定した期日までに前月売上額を報告しなければならない。

(4) 使用料については、見直しにより変動する場合がある。また、使用許可の日までに関係法令等の制定または改正が行われた場合には、別途協議するものとする。

6 督促手数料及び遅滞金

(1) 使用料が期日までに納入されない場合の督促手数料及び遅滞金については、「岐阜県税外収入延滞金徴収条例(昭和 25 年 10 月 3 日付け条例第 33 号)」の規定を準用する。

7 経費の負担

(1) 使用物件の維持保存のため通常必要とする経費のほか、清掃、防虫防鼠、消毒等の衛生管理、ごみ処理にかかる経費等、及び売店営業にかかる経費は原則として、受託者の

負担とする。

- (2) 電気料金及び水道料金等の光熱水費については、別途発行する請求書に基づく金額を、
会社の指定する期日までに納入しなければならない。
- (3) 使用料等の振込手数料については、受託者の負担とする。

8 契約の取り消し又は変更

岐阜県農畜産公社は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の取り消し、又は変更をすることができる。この場合、受託者は、当該取り消し、又は変更によって生じた損失の補償を公社に請求することはできない。

- (1) 公社に納入すべき賃貸借料及び光熱水費等を延滞し、相当なる期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、これを納入しないとき。
- (2) 応募資格の詐称その他不正な手段により契約を締結したとき。
- (3) 契約書及び仕様書の各条項に違反したとき。
- (4) 公募時に運営事業者が提出した企画提案書の内容に基づく運営が行なわれていないと認められるとき。
- (5) 運営事業者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 15 日号外法律第 77 号）」の第 2 条第 2 項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものであると認められるとき。
- (6) 財産状況の悪化や監督官庁からの営業停止等の処分を受けるなど、著しく信用が失墜したと認められるとき。

9 要求事項

- (1) 営業日
提案に基づき契約時に協議の上決定する。
- (2) 酪農・畜産業の P R
畜産物の加工体験や学習の場を提供する。
- (2) 取扱商品
詳細な商品は提案による。

●貸与品リスト

< 県有備品 >

品名	数量	取得年月日	規格	備考
テレビ	1台	H13.10.15	東芝 28XB25	
テレビハンガー	1台	H13.10.15	コクヨ BB-TH29F1	
ビデオ	1台	H13.10.15	シャープ DV-NC55	
ストーブ	1台	H13.10.15	三菱 VGB-935H	
冷凍冷蔵庫	1台	H13.10.15	マルゼン NS-T441BK	
製氷機	1台	H13.10.15	ナショナル NY-P30UA	
作業台	1台	H13.10.15	クリナップ CCD-189W	
ロッカー	1台	H13.10.15	ウチダ HDS-3	
ロッカー	3台	H13.10.15	ITO SV-G9A	
ロッカー	3台	H13.10.15	ITO SH-G1A	

< 農畜産公社備品 >

品名	数量	取得年月日	規格	備考
五平餅焼き機	1台	H9.8.30		
湯沸かし器	1台	H2.5.7		
ハンドメガホン	1台	H2.11.17		
コーヒーメーカー	1台	H13.3.29		
電子レジスター	1台	H13.10.22		
ソフトクリーム製造機	1台	H14.12.6	日世ソフトサーバー	
五平餅焼き機	1台	H15.3.19	リンナイ新荒磯 8号	
エアコン	1台	H16.8.6	ダイキン	
冷凍庫	1台	H17.3.30	サンデン GSR-750X	
冷凍庫	1台	H19.7.5	三菱 MRS46M	